倉敷勤労者山岳会自家用車利用規定

1. 目的

会員が複数名で自家用車を利用して山行するに際して、運転者・運行費用・車使用料 その他事故賠償など交通上全般の扱いを定める。

2. 自動車保険

会員が複数名で山行に用いる自家用車は必ず運転者の限定条件にあたる任意保険に 加入していなければならない。

3. 事故防止と運行計画

- 1参加者は全員、出発前に自動車運行経路を十分把握すること。
- 2参加者で運転免許書を有する者は、協力して順番に運転を交代すること。 この順番は出発前に全員で確認しておき、それぞれハンドルを握ったり、 休養のため就寝したりすること。
- 3山行に利用する車は、十分な保守整備をしたもので無ければならない。 特にタイヤの溝、ブレーキの効き具合は、出発前に必ず確認すること。
- 4運転者は仲間の命を預かっていることを自覚し、安全運転に心がける。 運転時間は長くても連続して2時間程度で1回の休息をとり、高速道では 休息を徹底する。

4. 交通事故

万一事故が起こった場合は、道路交通法の規定に従い常識に処理する。

5. 損害賠償

- 1事故にあった同乗者は、当会車両の強制、任意の両保険の賠償範囲を超えた 賠償請求はできない。
- 2しかし事故の内容に関しては、常識範囲内でできるだけの保証を請求する事を 会として支援する。
- 3その他、あらゆる事故に対する損害賠償は、普遍的アルピニズムの常識を最優先 する。その内容については会の内部で議論できる。

6. 費用

当会は、山行に使われた自家用自動車の費用を原則として次のように支払うものとする。 1使用自家用車に対する謝礼は

走行キロメーター×35円 (ワゴン車・普通車)走行キロメーター×25円 (軽四自動車)走行キロメーター×15円 (燃料費抜きの場合)

- 2したがって参加者は、上記謝礼、その他高速料、駐車料等山行に要した 経費を等分に分けて支払う。
- 3雪山山行・沢山行・長距離山行の場合は洗車料2000円を支払う。

7. 備考

この規定の改廃は総会の決定による。

2003年 5月 施行 2015年 4月